

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 30 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例の一部を改正する条例
相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
附則第 4 条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 号)附則第 14 条」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第 4 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴い、用途変更宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

用途変更宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る規定の改正（附則第 4 条関係）

用途変更宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置における前年度課税標準額について、当該用途変更宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出する令和 2 年度までの経過措置を、令和 5 年度まで引き続き適用するもの

※ 用途変更宅地等

各年度に係る賦課期日において宅地等（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等）に該当するもののうち、各年度の前年度に係る賦課期日において、当該宅地等と用途の異なる宅地等であったもの等をいう。

（例：工場の跡地にマンションを建設した土地）

※ 負担調整措置

納税者の負担感に配慮し、土地の前年度課税標準額が新年度の価格に対してどの水準にあるかに応じ、税負担の引上げ、据置き又は引下げの調整を行い、新年度の課税標準額を算出する措置をいう。

2 施行期日等

（１）施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

（２）経過措置

1 に係る規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとするもの